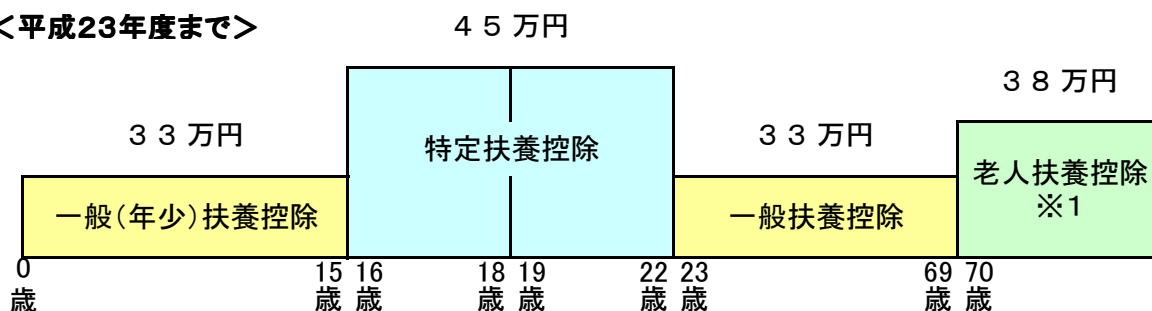


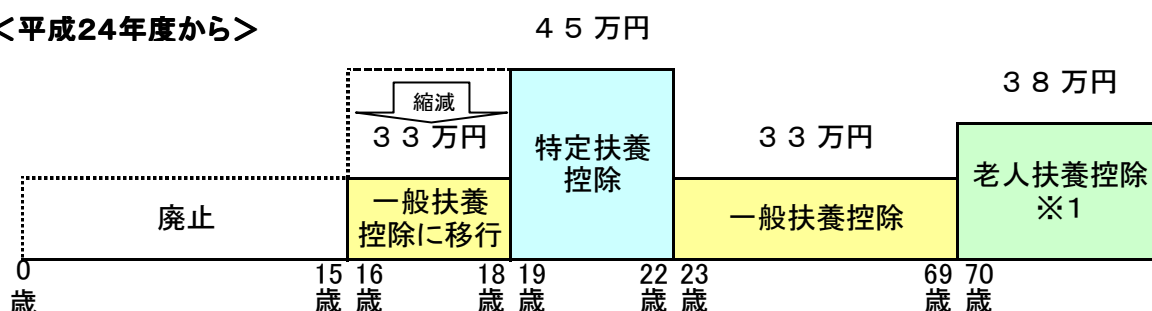
○扶養控除変更のイメージ図

<平成23年度まで>



※1 同居老親等については45万円

<平成24年度から>



※1 同居老親等については45万円

○配偶者控除、扶養控除、障害者控除の新旧比較表

区分		控除額(改正前)	控除額(改正後)
配偶者控除	一般の控除対象配偶者		330,000円
		同居特別障害者	560,000円
	老人控除対象配偶者(70歳～)		380,000円
		同居特別障害者	610,000円
扶養控除	一般(年少)扶養親族(0歳～15歳)		330,000円
		うち同居特別障害者	560,000円
	特定扶養親族(16歳～18歳)※1		450,000円
		うち同居特別障害者	680,000円
	特定扶養親族(19歳～22歳)		450,000円
		うち同居特別障害者	680,000円
	一般(成年)扶養親族(23歳～69歳)		330,000円
		うち同居特別障害者	560,000円
		同居老親等以外	380,000円
		うち同居特別障害者	610,000円
老人扶養親族(70歳～)※2	同居老親等	450,000円	
	うち同居特別障害者	680,000円	
		450,000円	
障害者控除 ※3	一般の障害者	260,000円	
	特別障害者	300,000円	
	同居特別障害者※4	(控除額に23万円加算)	

※1 改正後は、一般扶養親族に移行となります。

※2 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税義務者または納税義務者の配偶者の直系尊属で、納税義務者または納税義務者の配偶者のいずれかと同居を常況としている人です。

※3 障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

※4 同居特別障害者とは、納税義務者の控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ納税義務者・納税義務者の配偶者または納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている人です。